【具体目標】
・　第一線警察活動の中核拠点となる警察本部・警察署の耐震化率平成27年度90％（全国）を目指す。（平成24年度82％（全国））
・　防災拠点となる公共施設等の耐震化率100％（推進地域の全都府県）を目指す。（平成24年度84.0％（推進地域の全都府県））

⑥　官庁施設の耐震化【国土交通省】
・　建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。

【具体目標】
・　官庁施設について、所要の耐震性能の確保率100％（全国）を目指す。（平成24年度86％（全国））

⑦　緊急地震速報の精度向上【気象庁】
・　地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の精度向上を図る。

【具体目標】
・　震度４以上を観測又は予想した地域について、予想誤差が±１階級に収まる割合平成27年度85％以上（全国）を目指す。（平成24年度79％（全国））

2　火災対策

○　国及び地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及について、重点的に普及を推進すべき地域の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、自動的にガスを遮断する機能を有効に活用した火災対策及び緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を促進する。さらに、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

○　国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図る。

○　都市部の木造住宅密集市街地等では、地震時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害が発生しやすい特性がある。このため、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組むとともに、木造住宅密集市街地付近における避難場所や避難路の確保、周知等の避難体制の整備を図る。

【目標】

①　住宅等の耐震化【国土交通省】（再掲）
・　住宅等の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

【具体目標】
・　住宅の耐震化率平成27年90％、平成32年95％（全国）を目指す。（平成20年推計値約79％（全国））
・　多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90％（全国）を目指す。（平成20年推計値約80％（全国））

②　電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】
・　大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。このため、具体的な普及方策について平成26年度中にとりまとめる。

③　電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】

【具体目標】
・　電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100％（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。

④　地震に対する初期消火対策【消防庁】
・　地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎カーテン等の防炎品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。
・　大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。
・　大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。

⑤　常備消防力の強化【消防庁】
・　消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。

⑥　消防団の充実・強化【消防庁】
・　地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。
・　消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。

⑦　自主防災組織の育成・充実【消防庁】
・　自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。

【具体目標】
・　自主防災組織による活動カバー率を100％（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。（平成25年４月１日現在79.5％（推進地域の全都府県））

⑧　緊急消防援助隊等の増強【消防庁】
・　緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の整備を図るとともに、航空部隊の充実、消防防災ロボットの導入を図る。
・　拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両等の車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。
・　自衛隊等との連携強化を図る。

【具体目標】
・　緊急消防援助隊の平成30年度6,000隊への増強（統合機動部隊及び通信支援隊の新設、後方支援隊の増隊等）を目指す（平成26年１月１日現在4,600隊）とともに、緊急消防援助隊に配備可能な消防防災ロボット平成30年度開発完了を目指す。

⑨　密集市街地の整備【国土交通省】
・　避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化等を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

【具体目標】
・　「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を平成32年度までに100％に近づけることを目指す。（平成23年度約4,000ha（推進地域の全市町村））